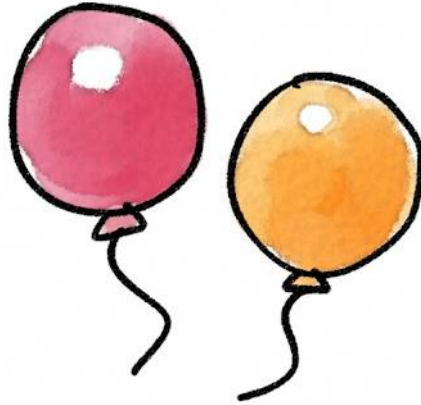


令和9年度

保育園・認定こども園等入園のご案内



令和9年4月入園1次利用調整申込期間

令和8年10月1日(木) ～ 令和8年10月23日(金)

【お問い合わせ】

富士市保育幼稚園課 入園担当

Tel 0545-55-2762 (直通)

- 富士市 -

目次

I. 「子ども・子育て支援新制度」について	1
1. 教育・保育施設等について	1
2. 教育・保育給付認定について	3
II. 保育園等の利用申込について	7
1. 利用手続きの流れ	7
2. 4月入園の一斉受付について	9
3. 年度途中入園の申込について	10
4. 保育園等入園申込期間・受付場所一覧	11
5. 提出書類等	13
6. 申込みにあたっての注意事項	17
7. 市外の保育園等へ申込みをする場合	20
8. 市外在住の方が富士市内の保育園等へ申込みをする場合	21
9. 市外に転出した場合の継続通園について	22
10. 保育園等の利用調整について	23
11. 入園できなかった場合	23
12. 空き状況の公開について	23

保育園等の利用申込みをする方は、まずは「II. 保育園等の利用申込について」の1～6項目（7ページ～19ページ）をご覧ください。

その他のページも、保育園等の入園にあたって必要なことが書かれていますので、必ず確認をするようにしてください。

Ⅲ. 保育園等の入園が決まったら	24
1. 慣らし保育	24
2. 育休・産休からの復帰で入園された場合	24
3. 求職活動で入園された場合	24
4. 家庭状況等に変更があった場合	25
5. 在園中の育児休業取得について	26
6. 保育料について	27
7. 幼児教育・保育の無償化について	31
8. 転園について	32
9. 退園について	32
●施設一覧	33
●その他の保育サービス等について	35

I. 「子ども・子育て支援新制度」について

1. 教育・保育施設等について

(1) 認可保育施設（富士市内の施設一覧は33ページ～35ページ）

①保育所（0歳児～5歳児）

就労、疾病、看護等により、家庭で保育ができない保護者に代わって保育をするための児童福祉施設です。「集団生活に慣れさせるため」、「小学校の入学準備のため」等の理由では入園できません。

②認定こども園（0歳児～5歳児）

幼稚園と保育園の機能をあわせ持ち、また、地域における子育て支援を行う施設です。保育園部（0歳児～5歳児）の利用調整を富士市で受付けます。幼稚園部（3歳児～5歳児）を希望する方は、直接施設にお問い合わせください。

③小規模保育事業所（0歳児～2歳児）

2歳児までを対象とし、定員19人以下の少人数で運営される施設で、児童の保育を行います。

④事業所内保育事業所（0歳児～2歳児）

企業等の事業所内に従業員のために設置する保育施設等で、従業員の児童（従業員枠）の他に、2歳児までの地域の児童（地域枠）の保育を一緒に行います。地域枠の利用調整を富士市で受付けます。従業員枠を希望する方は、直接施設にお問い合わせください。

⑤家庭的保育事業（0歳児～2歳児）

定員5人以下で2歳児までを対象とし、保育者の居宅等の家庭的な雰囲気の中で、児童の保育を行います。

（２）幼稚園

学校教育法に基づき、小学校以降の教育の基礎をつくるため、幼児期の教育を行う施設です。利用を希望する方は、直接園にお問い合わせください。富士市内の施設一覧は富士市ウェブサイト（<http://www.city.fuji.shizuoka.jp/>）内の、「施設情報」>ジャンルで探す>子ども・子育て関連施設」をご覧ください。

（３）認可外保育施設

乳幼児を保育することを目的とする施設で、認可保育施設ではない施設の総称です。認可外保育施設の運営は各施設で独自に行われているため、サービスや設備の内容は施設によって大きく異なります。企業が社員の家庭を支援するための制度として、事業所内に保育施設を完備する「企業主導型保育施設」も含まれます。利用を希望する方は、直接施設にお問い合わせください。富士市内の施設一覧は富士市ウェブサイト（<http://www.city.fuji.shizuoka.jp/>）内の、「子育て・教育」>子育て>その他の保育事業>認可外保育施設について」をご覧ください。

※ウェブサイトの掲載場所は変更になる場合があります。



2. 教育・保育給付認定について

幼稚園・保育園・認定こども園・地域型保育事業（小規模保育事業所・事業所内保育事業所・家庭的保育事業）を利用する場合、入園申込と併せて教育・保育給付認定を受けていただく必要があります。

教育・保育給付認定には、子どもの年齢や保育の必要性に応じて、3つの区分（1号・2号・3号）があり、それによって利用できる施設や時間が異なります。

また、2号認定・3号認定を受けるためには、保育の必要性の事由（5ページ）に該当する必要があります。

（1）教育・保育給付認定区分

認定区分	対象となる子ども	利用できる主な施設
1号認定	満3歳以上で、幼稚園等の利用を希望する子ども	幼稚園 認定こども園（幼稚園部）
2号認定	満3歳以上で、保護者の就労状況や疾病等により、保育園等の利用を必要とする子ども	保育園 認定こども園（保育園部）
3号認定	満3歳未満で、保護者の就労状況や疾病等により、保育園等の利用を必要とする子ども	保育園 認定こども園（保育園部） 地域型保育事業

※3号認定を受ける場合、認定期間は最長で満3歳となる前々日までとなります。

認定期間を過ぎると自動的に2号認定に切り替わります。

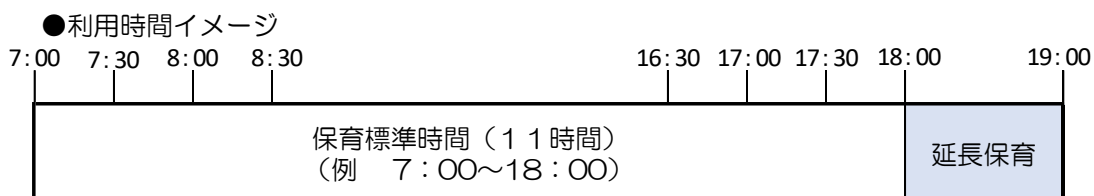
（２）保育必要量

保護者の就労等の状況に応じて、２号認定・３号認定の保育必要量（利用可能な保育時間）を「保育標準時間」、「保育短時間」の２つに分類します。

《保育標準時間》

利用可能な保育時間：１日１１時間まで（延長保育を除く。）

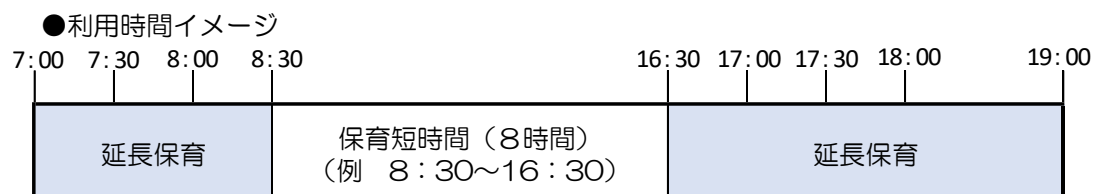
※就労の場合、おおむね１か月１２０時間以上の就労時間を想定。



《保育短時間》

利用可能な保育時間：１日８時間まで（延長保育を除く。）

※就労の場合、おおむね１か月６４時間～１２０時間の就労時間を想定。



※上図は利用時間のイメージです。実際に利用できる時間は施設によって異なりますのでご注意ください。

※どちらの区分で認定を受けた場合も、保護者が保育を必要とする時間での利用が原則です。

※保育の必要性の事由、就労時間や内容などによっては保育標準時間の認定を受けることができません。

(3) 保育の必要性の事由

2号・3号認定を受けるためには、保護者等が以下の「保育の必要性の事由」に該当する必要があります。該当しない場合は、保育園等の利用ができません。

在園中に保育の必要性の事由に該当しなくなった場合は、原則退園となります。

提出いただく書類については、13ページ以降をご覧ください。

	保育の必要性の事由	備考
1	就労（家庭外）	家庭外で仕事をしており、保育ができない場合 月64時間以上の就労が必要。
	就労（内職）	家庭内で家事以外の仕事をしており、保育ができない場合 月15,000円以上の収入が必要。
2	妊娠・出産	妊娠中または出産後間もないため、保育ができない場合
3	保護者の疾病・障害	病気や負傷または心身に障害があり、児童の保育ができない場合
4	同居等親族の介護・看護	長期にわたり介護または看護を必要とする傷病者等があり、保育ができない場合
5	災害復旧	震災、風水害、火災等の復旧にあたっているため、保育ができない場合
6	求職活動	起業準備を含み、認定基準を満たす仕事をさがしている場合
7	就学	学校に在籍または職業訓練を受けているため、保育ができない場合
8	虐待やDVのおそれ	保育の必要性が認められる場合（日中子どもが家庭にいないことが適当でない場合等）
9	育児休業	すでに保育園等に在園しており、下の子の育児休業取得中も継続入園を希望する場合
10	その他市長が認める者	保育を必要とする特別な事由がある場合

(4) 支給認定証における保育必要量及び認定期間

	保育の必要性の 事由	保育必要量		認定期間
		標準時間	短時間	
1	就労（家庭外）	○	○	就労を継続している期間
	就労（内職）	—	○	
2	妊娠・出産	○	※1 ▲	産前3か月から産後8週を経過する日の翌日が 属する月の末日まで
3	保護者の 疾病・障害	○	○	保育の必要性が認められる期間※2
4	同居等親族の 介護・看護	○	○	介護・看護の必要があると認められる期間※2
5	災害復旧	○	※1 ▲	復旧が完了するまで
6	求職活動	—	○	1か月程度
7	就学	○	○	在学している期間
8	虐待やDVの おそれ	○	※1 ▲	保育の必要性が認められる期間
9	育児休業	※3 —	○	育児休業取得期間
10	その他市長が 認める者	○	○	保育の必要性が認められる期間

※1 保育の必要性の事由によって、標準時間、短時間の片方だけに「○」がついている場合は必要量が決められています。「▲」は保護者からの申請があれば、変更することが可能です。

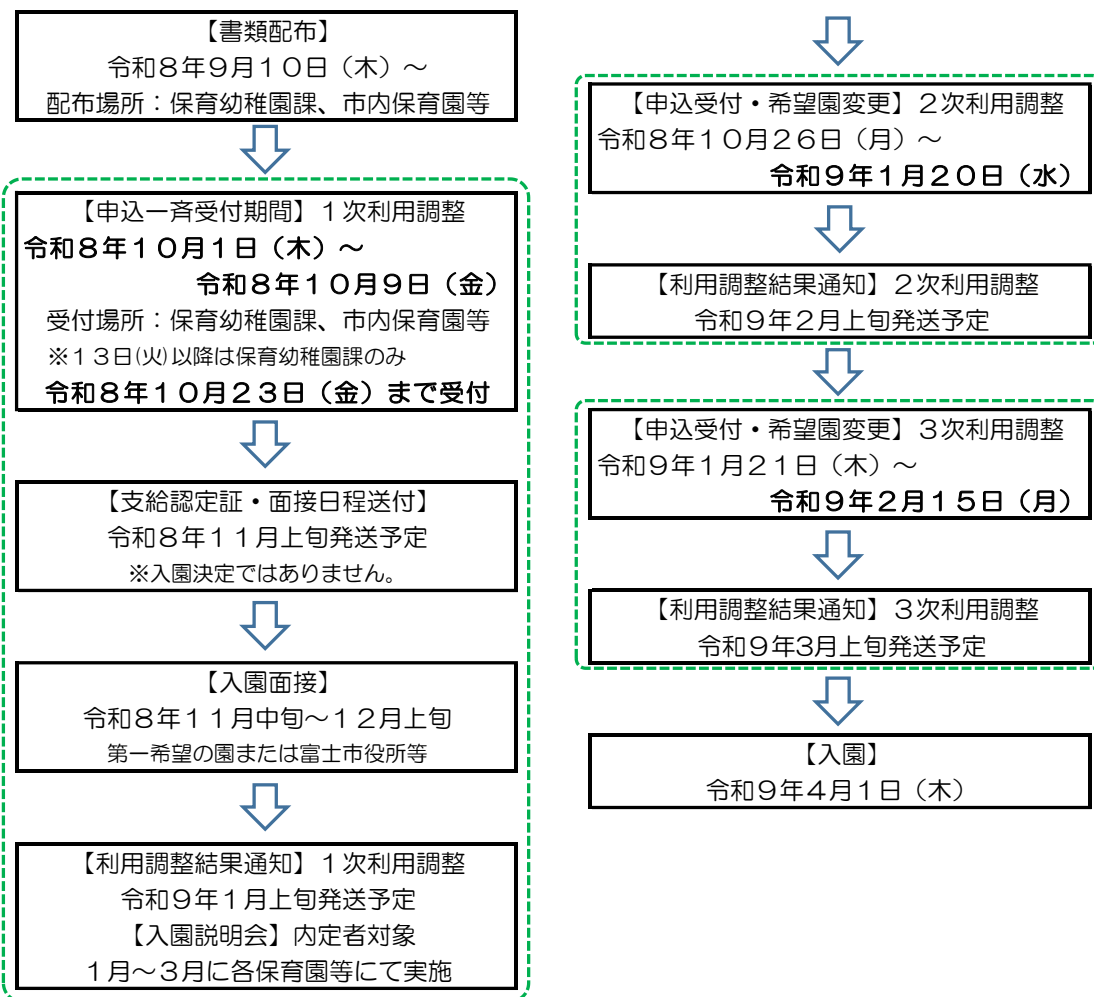
※2 診断書等の内容によって認定期間が異なります。

※3 育児休業に係る子どもが多胎児の場合は、標準時間での認定が可能です。

Ⅱ. 保育園等の利用申込について

1. 利用手続きの流れ

(1) 令和9年4月の入園を希望する場合 (⇒9ページ)



(2) 令和9年5月以降の入園を
希望する場合
(⇒10ページ)

【書類配布】
令和9年2月16日(火)～
配布場所：保育幼稚園課



【申込受付期間】
入園希望月の前々月の11日～前月10日
(※当該日が土・日、祝の場合は翌営業日です。)
受付場所：保育幼稚園課
※申込時に面接が必要です。
※申込期間・受付場所一覧を確認してください。
(11ページ)



【利用調整結果連絡】
入園希望月の前月中下旬頃



【入園説明】
入園希望月の前月末まで



【入園】
入園希望月の1日



2. 4月入園の一斉受付について

(1) 受付期間（1次利用調整）

令和8年10月1日（木）～ 令和8年10月23日（金）

（土・日・祝日は受付けしません。）

※2次、3次利用調整は、7ページまたは11ページをご確認ください。

(2) 受付場所

保育幼稚園課（市庁舎4階南側）

第1希望の園（令和8年10月1日（木）～ 令和8年10月9日（金）まで）

（家庭的保育事業（※1）、てんまっこ・みなみっこ、市外の園（※2）への申込は
保育幼稚園課でのみ受付けします。）

※1：家庭的保育事業を希望する場合、事前に施設への見学が必要です。保育幼稚園課にお
問い合わせください。

※2：市外の園を希望する方は20ページをご覧ください。

(3) 受付時間

8時30分～17時00分

※12時00分～13時00分は受付を担当する職員が少ないため、お待ちいただくことがあります。

- 必要書類等は13ページ以降をご確認ください。
- 一斉受付（1次利用調整）で申し込みした方は後日面接を行います。
日時は別途お知らせします。
- 2次利用調整・3次利用調整に申し込む場合、受付時に保育幼稚園課窓口にて面接を
行います。母子健康手帳をお持ちになり、お子様と一緒にお願いします。

※もりっこは、令和9年4月から令和9年6月までの入園申込みの受付けはありません。

申請書に希望園として記載があったとしても利用調整の対象外となります。

※4月入園は認定事務が集中するため、教育・保育給付認定の結果は、申請年度の3月末
までに通知します。

3. 年度途中入園の申込みについて

◆途中入園申込み

令和9年5月から令和10年3月までに入園を希望する方の申込みです。
申込期間は入園希望日によって異なりますので、11ページをご確認ください。

(1) 受付期間

入園を希望する月の前々月11日から前月10日まで ※土・日、祝日を除く。
※10日が土・日、祝日の場合は、翌営業日までの受付となります。

(2) 受付場所

保育幼稚園課（市庁舎4階南側）

(3) 受付時間

8時30分～17時00分

※12時00分～13時00分は受付を担当する職員が少ないため、お待ちいただくことがあります。

- 受付時に、保育幼稚園課の窓口にて面接を行います。
必要書類（13ページ以降）と母子健康手帳をお持ちになり、
お子様と一緒にお願いします。
- 市外の園を希望する方は20ページをご覧ください。
- もりっこは、令和9年4月から令和9年6月までの入園申込みの受付はありません。
申請書に希望園として記載があったとしても利用調整の対象外となります。
- 年度途中入園は、申請期間が1か月程度あるため、教育・保育給付認定の結果の通知が申請から1か月以上かかる場合があります（入園希望月の前月末までに通知。）。



4. 保育園等入園申込期間・受付場所一覧

申込みは同一年度3月の入園利用調整まで有効です。（入園が決まらなかった場合、毎月申込をする必要はありません。）

※翌年度（翌年4月以降）以降に関しては、申込みを別途していただく必要があります。

入園希望月	申込期間	受付場所
令和9年4月 （1次利用調整）	令和8年10月1日（木） ～ 令和8年10月9日（金）	第1希望の園
	令和8年10月1日（木） ～ 令和8年10月23日（金）	保育幼稚園課 （市庁舎4階南側）
令和9年4月 （2次利用調整）	令和8年10月26日（月） ～ 令和9年1月20日（水）	
令和9年4月 （3次利用調整）	令和9年1月21日（木） ～ 令和9年2月15日（月）	
令和9年5月	令和9年3月11日（木） ～ 令和9年4月12日（月）	
令和9年6月	令和9年4月13日（火） ～ 令和9年5月10日（月）	
令和9年7月	令和9年5月11日（火） ～ 令和9年6月10日（木）	
令和9年8月	令和9年6月11日（金） ～ 令和9年7月12日（月）	
令和9年9月	令和9年7月13日（火） ～ 令和9年8月10日（火）	
令和9年10月	令和9年8月12日（木） ～ 令和9年9月10日（金）	
令和9年11月	令和9年9月13日（月） ～ 令和9年10月12日（火）	
令和9年12月	令和9年10月13日（水） ～ 令和9年11月10日（水）	
令和10年1月	令和9年11月11日（木） ～ 令和9年12月10日（金）	
令和10年2月	令和9年12月13日（月） ～ 令和10年1月11日（火）	
令和10年3月	令和10年1月12日（水） ～ 令和10年2月10日（木）	

[illegible]

5. 提出書類等

※提出書類等は毎年度内容に変更があります。必ず令和9年度用を使用して
ください。

(1) 提出書類一覧【(2) 提出書類について」を確認の上ご用意ください。】

- ① 保育園等入園申込書兼教育・保育給付認定申請書
 - ② 「保育の必要性の事由」を証明する書類：父・母・その他対象者分
 - ③ 個人番号（マイナンバー）貼付書類
 - ④ 児童の健康状況調査票
 - ⑤ その他状況に応じて提出していただく書類（該当する場合のみ）
- ※②・③・⑤の書類は、きょうだいで申込をする場合は1部の提出で構いません。

(2) 提出書類について

（♣）…富士市指定の様式があります。富士市ウェブサイトからもダウンロードが可能です。

① 保育園等入園申込書兼教育・保育給付認定申請書（♣）

入園を希望するお子様1人につき1部の提出が必要です。

② 「保育の必要性の事由」を証明する書類

《対象者》 ●父 ●母 ●保護者の内縁の妻・夫、同居人等
●60歳未満の同居の祖父母

※世帯分離している場合でも、同一住所や同一建物に住んでいる場合は同居とみなします。

※二世帯住宅、同住所別棟などは同居として扱わない場合があります。二世帯住宅を証明する平面図等、別棟であることが分かる見取り図等を別途提出してください。

※60歳未満の同居の祖父母の「保育の必要性の事由」は利用調整時の優先順位決定のみに利用します。祖父母が「保育の必要性の事由」に当てはまらない場合も、申し込むことは可能です。

≪「保育の必要性の事由」を証明する書類一覧≫

保育の必要性の事由	必要書類	備考
就労等 (復職予定を含む)	・就労証明書 (♣) ※個人事業主を除いて、就労先の方が証明するものです。 個人事業主の方は、以下の書類を追加で提出してください。 ・開業後1年以上の場合…確定申告書(第1表・第2表)の写し ・開業後1年未満の場合…開業届、営業許可証、登記簿謄本等の写し等 内職の方は、以下の書類を追加で提出してください。(就労開始から1か月未満の場合は不要です。) ・就労実績(給与支給実績)が分かるもの ・給与明細の写し ・通帳の写し等 ※直近3か月分	・産休・育休からの職場復帰予定の場合、必ず復職日を記入してください。 ※入園月の翌月末までに復職する必要があります。 ・申込時点では認定要件を満たさないが、保育園等に入園後就労日数や時間が増える予定がある場合、備考欄に増えた場合の就労内容等を記入してください。
妊娠・出産	・母子健康手帳の写し ※父母の氏名及び分娩予定日を記入するページ	
保護者の 疾病・障害	・診断書 ※疾病名、保育が困難な状況、またその期間の記載されたもの ・障害者手帳等の写し(交付されている場合)	内容によっては認定ができない場合があります。 ※診断書の有効期間は診断日から最大で6ヶ月です。
同居等親族の 介護、看護	対象者の診断書 ※要介護、要看護状態のわかるもの	内容によっては認定ができない場合があります。
災害復旧	別途、保育幼稚園課に相談してください。	
求職活動	提出いただく書類はありません。	入園後1か月以内に就労を開始し、就労証明書を提出してください。
就学	・在学証明書 ・カリキュラム等	内容によっては認定ができない場合があります。
虐待やDVの おそれ	別途、保育幼稚園課に相談してください。	
育児休業	・就労証明書 (♣)	入園を希望する児童が4月1日時点で3歳に達しており、入園した月の翌年度4月30日までに育児休業から復職予定の場合に認定されます。

③個人番号（マイナンバー）貼付書類（♣）

マイナンバー法の施行に伴い、子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付の申請には個人番号（マイナンバー）が必要です。申請時に必要書類を提出していただきますようご協力をお願いします。

利用目的

提出を受けた個人番号及び特定個人情報、子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る認定に関する事務の範囲で取扱います。

※提出を受けた個人番号は、市において厳重に保管・管理します。

※申込みに来る方は、あらかじめ他の世帯員に「利用目的」を明示してください。

※別紙『◆個人番号（マイナンバー）貼付書類』に、申請される児童と父・母の個人番号を記入してください。

※「①番号確認」と「②身元確認」の書類が必要ですので、以下の表に記載されている書類（父・母2人分（ひとり親世帯の方は1人分）の写しを、貼付書類に貼り付けてください。（児童分の添付は不要です。）

①番号確認に必要な書類	②身元確認に必要な書類
マイナンバーカードをお持ちの方は、カードのみで①と②の確認が行えますので、マイナンバーカード両面の写しを貼り付けてください。	
【以下のうち1点】 ・通知カード 住所・氏名の変更があった場合にその手続きがされているもの ・個人番号（マイナンバー）が記載された住民票 交付日より3か月以内のもの	【顔写真付身分証明書（以下の証明書等の場合はいずれかの1点を貼り付けてください）】 ・運転免許証 ・パスポート ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 等
	【身分証明書（以下の顔写真のない証明書等の場合はいずれかの2点を貼り付けてください）】 ・公的医療保険の被保険者証 ・年金手帳 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書 等

※4月入園の一斉受付期間に第1希望園へ書類を提出する際は、『マイナンバー貼付書類提出用封筒』に入れ、他の必要書類と併せて提出してください。

④児童の健康状況調査票（♣）

- ・お子様の健康状況について母子健康手帳等を確認し、詳しくご記入ください。
- ・アレルギーや病気の状況等、保育をする上で必要と認められる情報は、入園が内定した園に知らせる場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

⑤その他状況に応じて提出していただく書類

下表に該当する方は提出をお願いします。

申込時の状況	提出書類
生活保護世帯	生活保護受給証明書
ひとり親世帯	戸籍全部事項証明書または受理証明書（離婚届） （離婚の場合は離婚成立日が記載されているもの） ※住民登録上の住所地が父母別になっていない場合は 父母分の就労証明書等が必要です。
離婚予定で配偶者と別居している場合	夫婦関係調整調停（離婚）の事件係属証明書 または呼出状等の写し ※証明書を提出する場合、配偶者の「保育を必要とする事由」 を証明する書類等は提出不要です。 ただし、「ひとり親世帯」とは扱わないため、利用調整に おける優先順位は上がりません。保育料の算定においても ひとり親世帯の軽減措置を受けることはできません。 ※住民登録上の住所地が父母別になっていない場合は 父母分の就労証明書等が必要です。 ※DVを受けている、またはそのおそれがある場合は 保育幼稚園課までご相談ください。
お子さままたは同居 親族が障害をお持ち の場合	以下のいずれかの写し ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・特別児童扶養手当または国民年金の障害基礎年金の受給 資格がわかるもの（児童扶養手当証書等）
出生前に申請する 場合	・母子健康手帳の写し ※父母の氏名及び分娩予定日を記入するページ

（３）提出書類の取扱いについて

- ・提出書類は返却できませんのでご了承ください。
- ・申込み受付時点で、原則３か月以内に証明された書類が有効となります。
（年度指定のある書類は、当該年度用のみ有効となります）

6.申込みにあたっての注意事項

(1) 希望施設等について

- 希望園は入園したい順番で、通園可能な園を多く記入することをお勧めします。
(第5希望以上ある方は欄外に記入してください。)
- 第1希望だけ記入しても、優先的に入園決定することはありません。
- 家庭的保育事業は、事前に施設の見学をしていただく必要があります。
- 市外の園を希望する方、市外在住で富士市を希望する方は申込方法等が異なります。(20ページ以降参照)
- 入園希望月1日時点で施設の受け入れ年齢(月齢)に達していない場合、その施設を希望することはできません。
- 産休明けから受け入れしている施設の場合、産後8週間を経過した翌日(生後57日目)が属する月の翌月から入園を希望することができます。

※出生前に申請し、予定日より遅れて出生して、産後8週間を経過した翌日が入園希望月に属さなくなった場合は、入園希望月を変更する必要があります。
内定が出ていても内定取消となります。

(2) 地域型保育事業、その他2歳児クラスまでの受入施設について

富士さくら保育園、えのき保育園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所(地域枠)、家庭的保育事業は2歳児クラスまでの保育施設です。卒園後に他の保育施設への入園を希望する場合には、別途転園申請書の提出が必要です。(32ページ)

また、事業所内保育事業所の従業員枠を利用する方が他の保育施設への入園を希望する場合は転園の対象となりません。改めて申込みが必要です。

(3) 提出書類について

- 必要書類の不足や面接を受けていない場合、保育園等に空きがあっても内定を出すことができません。
- 書類の追加提出や再提出を求めることがあります。
- 利用調整に際し、発行された就労証明書等の証明事項について不明な点がある場合は就労先に照会させていただくことがあります。
- 家庭の状況や就労状況などに変更が生じる場合は必ず保育幼稚園課までご連絡ください。連絡がない場合、利用調整で優先順位が下がることがあります。また、入園の内定取消や、入園後であれば退園となる場合があります。
- 利用調整は、提出いただいた書類をもとに行います。書類の内容と実情が異なる場合は、内定取消または退園となる場合がありますので十分ご注意ください。

(4) 就労予定や就労状況を変更する予定の方の申込みについて

変更予定がある場合は、事前に保育幼稚園課へご相談ください。

(5) 保育園等入園内定の辞退について

入園の内定を辞退した場合、辞退した保育園等は次の利用調整における希望保育園等から除かれます。

他に入園を待っている方へのご案内が遅れてしまうため、辞退される場合は期日を厳守してください。なお、辞退した年度内は利用調整において優先順位が下がることがあります。

(6) 申込みの無効について

以下の場合には、申込みの無効または取り下げをしたものとみなします。

- 申込書類に虚偽の記載があることが判明した場合
- 住所、家庭状況、就労状況その他申込書類の記載内容に変更が生じるにも関わらず、それを申告しなかった場合
- 申込みの有効期限を経過した場合
- 富士市外に転出した場合

(7) 育児休業中の方の申込みについて

育児休業中に申込みされる方は、入園月の翌月末までに職場復帰することが条件となります。(例 4月1日入園の場合、5月31日までに復帰)

《育児休業の終了に合わせて入園したい方》

入園月の翌月末までに復帰する。

《保育園に入園でき次第復帰したい方》

入園月の翌月末までに復帰するため、育児休業を切り上げる。

(就労証明書に翌月末までに復帰する旨の記載が必要)

以下の場合、育児休業中であれば翌月末までに復帰する必要はありません。

- ・市内の保育園等または地域型保育事業から転園した場合
- ・地域型保育事業の卒園児が市内の保育園等に入園した場合
- ・3歳児クラス以上で入園し、入園した翌年度4月30日までに復帰予定の場合

《産休明けで仕事復帰する方》

産休明けで仕事復帰をする場合に限り、月途中の入園が可能です。

その場合は、仕事復帰日(産後8週間を経過する日の翌日＝生後57日目)を入園希望日とすることができます。

●復帰予定で申込みをしたが、入園できなかった場合

以下の場合、保育幼稚園課までご連絡ください。

- ・職場復帰し、一時預かりや認可外保育施設等を利用する場合。
- ・育児休業を延長した場合。希望日の変更や取り下げが必要となります。

【注意】 令和7年4月1日から育児休業給付金の延長申請の手続きの厳格化に伴い、保育幼稚園課では入所保留となるためのご説明は致しかねます。 育児休業給付金に関するお問い合わせは、お勤め先またはハローワークにお願いします。

●育児のための短時間勤務制度等を利用する場合

- ・就労証明書に利用期間と主な就労時間帯の記載を依頼してください。

(就労証明書 No.12)

- ・就労証明書提出後に利用することが決定した場合は、すみやかに保育幼稚園課までご連絡ください。
- ・連絡がなく短時間勤務制度等を利用した場合は、内定取消または退園となる場合がありますので十分ご注意ください。

7. 市外の保育園等へ申込みをする場合

(1) 市外に転出予定で、市外の保育園等へ入園希望の場合

転出先の市区町村の申込締切日までに転出予定の方は、当該市区町村に転入後、直接申し込むことをお勧めします。

転出先の市区町村の申込締切日時点で富士市に住民登録がある場合は富士市の保育幼稚園課に申込手続きをしてください。

申込方法は以下のとおりです。

①転出先の市区町村の担当課に連絡し、申込締切日、必要書類等についてご確認ください。

※現年度分と翌年度分、両方申し込む場合は、特にご注意ください。

②原則として富士市の申込み書類で提出をしてください。

(必要書類等は13～16ページ)

※転出先の市区町村の申込書類でも受付けます。

※転出先の必要書類で富士市様式にないものは、転出先様式でご用意ください。

③必要書類を揃え、富士市保育幼稚園課で申込みをしてください。

※書類受付後、富士市で手続きをしてから転出先の市区町村に発送します。

転出先の申込締切日より10日ほど余裕を持って提出してください。

④入園の可否に関わらず、転出後は必ず転出先の市区町村の担当課で、認定申請及び利用申込の手続きを行ってください。

※入園日までに手続きが行われないと、内定が取消になる場合がありますので、ご注意ください。

(2) 富士市内に居住したまま、市外の保育園等へ入園希望の場合

市区町村によっては、利用申込みの制限を行っている場合がありますので、希望される際には、該当する市区町村にお問合せのうえ、申込みをしてください。申込方法は7.(1)の①～③と同じです。

必ず富士市の申込み書類でご提出ください。

※市外の園への申込みの場合、出生前のお子様の申込みはできません。

8. 市外在住の方が富士市内の保育園等へ申込みをする場合

(1) 富士市に転入予定で、富士市内の保育園等へ入園希望の場合

入園する前月末までに転入手続きをすることを条件に、富士市民とみなして利用調整を行います。詳しくはお問い合わせください。

1. 4月入園を希望する方

各申込み期限までに富士市での転入手続きを完了できる場合は、転入後に富士市保育幼稚園課で直接申込みしてください。

2. 令和9年5月から令和10年3月までに入園を希望する方

申込期間（11ページ）に、転入手続き及び富士市保育幼稚園課窓口で申込み・面接ができる場合は、富士市保育幼稚園課で直接申し込んでください。

3. 上記1、2に該当しない方（期日までに富士市で手続きができない方）

①住民登録のある市区町村の保育担当課に、必要書類等をご確認ください。

※可能であれば、富士市の申込書類で提出してください。

※住民登録のある市区町村の様式で、富士市の申込みに必要な書類（13～16ページ）に該当する書類がない場合は、富士市様式で提出してください。

②必要書類を揃え、富士市の申込期間（11ページ）に間に合うよう、住民登録のある市区町村の担当課で申し込んでください。

③入園の可否に関わらず、富士市へ転入後は必ず富士市保育幼稚園課で手続きを行ってください。

※入園する前月の末日までに、転入手続き及び保育幼稚園課での手続きが完了しないと、内定を取り消す場合があります。

(2) 富士市に転入予定がなく、富士市内の保育園等へ入園希望の場合

入園日までに転入予定のない方は、富士市の申込期間（11ページ）内に書類が富士市に到着するよう、住民登録のある市区町村で手続きをしてください。

申込み手続きの詳細は、住民登録のある市区町村にお問い合わせください。

なお、利用調整に関しては富士市民が優先となりますので、入園後に転入する方もしくは転入予定がない方はご了承ください。

※市外からの申込みの場合、出生前のお子様の申込みの受付はできません。

9. 市外に転出した場合の継続通園について

(1) 手続き方法

富士市内の認可保育所・認定こども園・地域型保育事業の在園児で、市外に転出した後も継続して当該施設に通園を希望する場合の手続きは以下のとおりです。

- ①手続き方法等の案内をしますので、富士市保育幼稚園課までご連絡ください。
- ②転出先市区町村の担当課へ連絡し、富士市の保育園等に継続して通園するために必要な手続きを確認してください。
- ③在園施設へ退園届（保育園は富士市様式、その他は園所定の様式があります。）を提出してください。
- ④転出先市区町村で転入手続きが完了したら、必ず転出先の担当課で継続通園の手続きをしてください。手続きの方法、必要書類等については、転出先の市区町村にご確認ください。

(2) 継続通園のルール

富士市内の保育園等に市外から継続通園するためには、以下の条件を満たす必要があります。

- ・転出先市区町村で認定を受けていること。
- ・転出先市区町村で保育園等に入園していないこと。

1.0. 保育園等の利用調整について

富士市では、公平・公正な利用調整を行うため、富士市利用調整取扱基準に基づき申込児童の利用調整を行います。現在、富士市では利用調整の基準指数表は公開しておりません。

※保育園等の定員はクラス年齢別に決まっているため、利用調整もクラス年齢別に行います。

※きょうだいで申込みをしている場合、別々の保育園等で内定が出る、またはひとりだけ内定が出る可能性があります。申込用紙に「きょうだいと同時に入れるまで待つ」を選択した場合、同時に入れる場合以外は決定しません。あらかじめご了承ください。

1.1. 入園できなかった場合

入園を希望した最初の月のみ、申込者全員に利用調整結果を送付します。申込みの有効期限は入園を希望した月が属する年度の3月の利用調整までです。

有効期限内であれば、自動的に利用調整の対象となるので、毎月申込をする必要はありません。

1.2. 空き状況の公開について

富士市では各保育園等の空き状況を公開しています。空き状況の一覧については、富士市ウェブサイト（<http://www.city.fuji.shizuoka.jp/>）内の、「子育て・教育 > 子育て > 幼稚園・保育園・認定こども園」をご覧ください。（各月上旬頃に最新の空き状況を更新予定です。）

※ただし、12月以降は翌年度4月の利用調整が開始となるため、空き状況を公開しておりません。空き状況のご確認は、保育幼稚園課までお問い合わせください。

Ⅲ. 保育園等の入園が決まったら

1. 慣らし保育

保育園等に入園後、児童が集団生活に慣れるまでの間は、通常より短い保育時間で慣らし保育を行います。利用施設によって期間は異なりますが、期間中はお迎えが早くなりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。なお、この期間も通常の保育料をお支払いいただきます。

2. 育休・産休からの復帰で入園された場合

入園した翌月の月末までに職場復帰する必要があります。詳細は19ページをご覧ください。復帰が遅れる場合、退園していただくことがあります。

3. 求職活動で入園された場合

富士市では認定期間が利用開始月の月末までです。就労を開始したら「就労証明書」を提出してください。

なお、期間内に就労先が決まらなかった場合、退園していただくことがありますので、お早めに保育幼稚園課までご相談ください。



4. 家庭状況等に変更があった場合

保育を必要とする事由や家庭状況等に変更があった場合は、「教育・保育給付認定変更申請書兼記載内容変更届」（以下「変更届」）の提出が必要です。様式は各園または保育幼稚園課で配布しています。富士市ウェブサイトからもダウンロードが可能です。支給認定証の内容に変更がある（あった）項目を確認し、保育幼稚園課またはお通いの園に必要書類を提出してください。

市外の園に通園する場合は、富士市保育幼稚園課でのみ手続きが可能です。

変更内容			必要書類
住所	富士市内で転居した		「変更届」
	富士市外へ転出した		【退園の場合】「退園届」+「支給認定証」
			【継続入園の場合】「退園届」+「支給認定証」※1
保護者の連絡先が変更になった			「変更届」
氏名変更	子どもまたは保護者		「変更届」+「支給認定証」
	その他の親族等		「変更届」
世帯構成等の変更	離婚		「変更届」+「戸籍全部事項証明書」など離婚日がわかるもの+「支給認定証」※2
	調停による別居		「変更届」+「調停の事件係属証明書又は呼出状」+「支給認定証」※2
	保護者の婚姻		「変更届」+「就労証明書」（配偶者分）など+「支給認定証」※2
	生活保護	受給開始となった	「変更届」+「生活保護受給証明書」
		受給廃止となった	「変更届」
	上記以外の変更		「変更届」
保育必要量（標準時間・短時間）の変更			「変更届」+「支給認定証」+（変更後の）「就労証明書」など変更内容が確認できる書類※3
事由	勤務先変更等	就職・転職※3	「変更届」+「支給認定証」 +（新しい勤務先の）「就労証明書」
		個人事業の開業	「変更届」+「支給認定証」 +「就労証明書」及び開業することが確認できる書類（開業届等）
		育休明けの復職	（復職月の前月に）「変更届」+「支給認定証」※4
	(退職等に伴う) 求職活動中		「変更届」+「支給認定証」※5
	妊娠・出産		「変更届」+「支給認定証」+「母子健康手帳の写し」 （父母の氏名、分娩予定日がわかるページ）
	育休取得または延長		「変更届」+「支給認定証」+「育休中における継続申立書」 +「育児休業証明書(富士市指定の様式又は会社の書式)」
	疾病・障害	病気になった	「変更届」+「支給認定証」 +（家庭保育が困難であることが記載された）「診断書」
		障害者手帳を交付された※2	「変更届」+「支給認定証」+「障害者手帳の写し」 +（家庭保育が困難であることが記載された）「診断書」
	介護・看護		「変更届」+「支給認定証」 +（要介護、要看護状態が記載された）「診断書」
	就学		「変更届」+「在学証明書」+「時間割表等」+「支給認定証」

- ※1 転出先市区町村の担当課で手続きが必要となりますので、保育幼稚園課までご連絡ください。
- ※2 保育料が変更となる場合があります。また、事由の変更によって標準時間と短時間の区分が変わる場合も、保育料が変更となります。
- ※3 転職の場合、転職前と後で標準時間または短時間の区分に変更がないときは、就労証明書の提出のみで構いません。また、異動等に伴う勤務地変更の場合は、標準時間と短時間の区分が変更となる可能性がありますので、保育幼稚園課またはお通いの園にご相談ください。
- ※4 復職日がわかっている場合は、基本的に前月中に変更申請をしていただきます。その場合、復職月の初日から変更後の認定内容で利用することが可能です。
- ※5 原則として、求職中の方は1か月以内に保育の必要性の事由が証明できなければ、退園となります。また、退職したにも関わらず変更申請を行わなかった場合も、場合によっては退園となりますのでご注意ください。

【その他の注意点】

- ・表にない書類の提出をお願いすることがありますので、あらかじめご了承ください。
- ・原則、変更届を受理した翌月からの変更となりますが、内容によっては遡及変更となる場合があります。
- ・提出書類の内容によっては、認定ができない場合があります。

5. 在園中の育児休業取得について

育児休業法に基づく育児休業を取得した場合のみ、継続利用が認められます。育児休業証明書について勤務先に確認を取らせていただくことがありますのでご了承ください。

なお、法律に則らない休業、籍のみ置いてある場合などは継続利用をすることができませんので、ご注意ください。

6. 保育料について

富士市保育料表

●下表の（ ）内は第2子の金額です。第3子は0円となります。

※第2子以降の保育料については次ページ参照

階層区分	定義	月額保育料	
		0～2歳児クラス	
		標準時間	短時間
A	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)	0	0
B	市民税非課税世帯	0	0
C	市民税均等割のみ課税世帯	11,100 (5,600)	10,900 (5,500)
	うち、ひとり親世帯等	4,400 (0)	4,300 (0)
市 民 税 所 得 割 課 税 世 帯			
D1	市民税所得割額が 15,000円未満の世帯	13,000 (6,500)	12,700 (6,400)
	うち、ひとり親世帯等	4,400 (0)	4,300 (0)
D2	15,000円以上 32,000円未満の世帯	14,700 (7,400)	14,400 (7,200)
	うち、ひとり親世帯等	4,400 (0)	4,300 (0)
D3	32,000円以上 48,600円未満の世帯	16,400 (8,200)	16,100 (8,100)
	うち、ひとり親世帯等	4,400 (0)	4,300 (0)
D4	48,600円以上 60,000円未満の世帯	18,200 (9,100)	17,800 (8,900)
	うち、ひとり親世帯等	4,400 (0)	4,300 (0)
D5	60,000円以上 72,000円未満の世帯	21,200 (10,600)	20,800 (10,400)
	うち、ひとり親世帯等	4,400 (0)	4,300 (0)
D6	72,000円以上 84,000円未満の世帯	24,200 (12,100)	23,700 (11,900)
	うち、ひとり親世帯等	4,400 (0)	4,300 (0)
D7	84,000円以上 97,000円未満の世帯	27,200 (13,600)	26,700 (13,400)
D8	97,000円以上 115,000円未満の世帯	30,200 (15,100)	29,600 (14,800)
D9	115,000円以上 133,000円未満の世帯	33,200 (16,600)	32,600 (16,300)
D10	133,000円以上 151,000円未満の世帯	36,200 (18,100)	35,500 (17,800)
D11	151,000円以上 169,000円未満の世帯	39,200 (19,600)	38,500 (19,300)
D12	169,000円以上 213,000円未満の世帯	42,200 (21,100)	41,400 (20,700)
D13	213,000円以上 257,000円未満の世帯	44,600 (22,300)	43,800 (21,900)
D14	257,000円以上 301,000円未満の世帯	47,000 (23,500)	46,200 (23,100)
D15	301,000円以上 333,000円未満の世帯	49,400 (24,700)	48,500 (24,300)
D16	333,000円以上 365,000円未満の世帯	51,800 (25,900)	50,900 (25,500)
D17	365,000円以上 397,000円未満の世帯	54,200 (27,100)	53,200 (26,600)
D18	397,000円以上の世帯	56,800 (28,400)	55,800 (27,900)

0円

(ただし、給食費は実費徴収)
※税額やきょうだいの数等により、
給食費のうち、おかず代等の副食費
が免除になる場合があります。

令和8年9月1日現在

（１）保育料の算定について

保育所、認定こども園、地域型保育事業を利用する場合の保育料は、各世帯の市民税所得割額などに応じて、国が定める基準を上限として、富士市が定めています。階層を決めるための判定は、原則として父母の税額を合算した額です。

保育料は毎年９月に切り替えを行います。４月から８月分の保育料は前年度の市民税額、９月から３月分の保育料は現年度の市民税額で算定します。なお、保育料算定における市民税額には、税額控除（調整控除を除く。）は反映していません。

※父母の収入だけでは生活が困難と判断される場合は、同居者（祖父母等）の税額で算定されることがあります。

（２）第２子以降の保育料

【令和８年３月まで】

０歳から小学校就学前（年長クラス）までの間に通園しているきょうだいがいる場合、最年長の児童から順に２人目は半額（保育料表カッコ内の金額）、３人目以降は０円です。ただし、Ｂ～Ｄ４階層（ひとり親世帯等はＤ６階層）は上記の年齢制限（０歳から年長）及び通園の有無に関わらず保護者と生計が同一の子どもの人数によって算定し、２人目は半額、３人目以降は０円となります。

【令和９年４月以降（予定）】

年齢に関わらず保護者と生計が同一の子どもの人数によって算定し、２人目は半額、３人目以降は０円とする基準に変更する予定です。

（３）ひとり親世帯等の保育料の軽減について

ＣからＤ６階層の世帯で、次の世帯は保育料が軽減されます。いずれの階層も第２子以降は０円です。

①ひとり親世帯

②次に該当する在宅障害児（者）のいる世帯

- ・身体障害者手帳の交付を受けた者
- ・療育手帳の交付を受けた者
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- ・特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金等の受給者

③その他市長が必要と認めた世帯

（４）保育料の変更について

結婚・離婚による世帯の変更等があった場合、保育料が変更になる場合があるので、「教育・保育給付認定変更申請書兼記載内容変更届」を提出してください。（変更届については25ページ参照）

また、保育料確定後に市民税額の変更があった場合、保育幼稚園課に変更があったことをご連絡ください。

（５）保育料納付について

＜公立保育園・私立保育園・公立認定こども園・公立小規模保育事業所・家庭的保育事業＞

口座振替による納付のご協力をお願いいたします。（お手続きは市指定の金融機関でおこなうことができます。）口座振替登録がない場合は、毎月上旬に各ご家庭に納付書を発送しますので、市指定の金融機関で納付をお願いいたします。

※納付期日は毎月10日（4月のみ20日）です（休日の場合翌営業日）。期日までに納付がない場合は、滞納処分を行うことがあります。

＜私立認定こども園・私立小規模保育事業所・私立事業所内保育事業所＞

施設に直接お支払ください。なお、納入方法も施設ごと異なりますので、直接お問い合わせください。

（６）上乗せ徴収と実費徴収について

施設によっては、市で決定した保育料に加えて、質の高い教育・保育の提供や施設整備のために上乗せ徴収を行っています。各施設にお問い合わせください。

また、保育料に含まれない制服代や教材費、行事費などの実費を施設等で徴収することがあります。

(7) 以下の条件に該当する方のみ提出していただく書類

【令和9年4月～令和9年8月に入園の場合】

家庭の状況等	税の申告の有無	必要書類
令和8年1月1日現在、 富士市にお住まいの方	令和8年度の税の申告をしていない (収入がなかった方も含みます。)	令和8年度 市県民税所得課税証明書
令和8年1月1日現在、 富士市外にお住まいの方	令和8年度の税の申告をしていない (収入がなかった、扶養に入っていた 方も含みます。)	令和8年度 市県民税所得課税証明書(令和8年1月1日に 住民登録のある自治体で発行するもの)
令和8年1月1日現在、 海外にお住まいの方	—	令和7年中の収入が確認できる書類(会社から の給与支払証明書等)

【令和9年9月～令和10年3月入園の場合】

家庭の状況等	税の申告の有無	必要書類
令和9年1月1日現在、 富士市にお住まいの方	令和9年度の税の申告をしていない (収入がなかった方も含みます。)	令和9年度 市県民税所得課税証明書
令和9年1月1日現在、 富士市外にお住まいの方	令和9年度の税の申告をしていない (収入がなかった、扶養に入っていた 方も含みます。)	令和9年度 市県民税所得課税証明書(令和9年1月1日に 住民登録のある自治体で発行するもの)
令和9年1月1日現在、 海外にお住まいの方	—	令和8年中の収入が確認できる書類(会社から の給与支払証明書等)

※日本国内に住んでいて、いずれかの自治体で税の申告をされている方は提出の必要はありません。

※市県民税所得課税証明書は、自治体によって名称が異なる場合があります。

※入園する前月末までに提出してください。

提出がない場合、0才～2才児クラスの方は最高額(D18階層)で保育料が決定する場合があります。

また、3歳～5歳児クラス(満3歳児クラスの1号認定の方も含みます。)の方は、副食費免除対象外となります。

7. 幼児教育・保育の無償化について

(1) 対象

以下の子どもの保育料は無償です。

- ・3歳児クラスから5歳児クラスの全ての子どもの保育料
- ・0歳児クラスから2歳児クラスの市民税非課税世帯の子どもの保育料

※無償化の対象は保育料です。教材費・食材料費・行事費等は保護者にご負担いただきます。

(2) 副食費（おかず・おやつ等）の取り扱いについて

世帯年収360万円未満相当の世帯の子どもと、保育料算定時の多子計算における第3子以降の子どもは、給食費のうち副食費（おかず・おやつ等）の支払いが免除されます。

※主食費は無償化対象外となり保護者にご負担いただきますが、令和6年4月から市が全部または一部を負担しています。

※市が世帯構成や市民税情報をもとに判定し、免除対象となる子どもについては、保育園等を通じて各世帯に通知します。

※多子計算は、小学校就学前（年長クラス）までの間に通園しているきょうだい順でカウントします。

(3) 給食費の納付について

<公立保育園・公立認定こども園>

口座振替による納付のご協力をお願いいたします。（お手続きは市指定の金融機関でおこなうことができます。）口座振替登録がない場合は、毎月上旬に各ご家庭に納付書を発送しますので、市指定の金融機関で納付をお願いいたします。

※納付期日は毎月10日（4月のみ20日）です（休日の場合翌営業日）。期日までに納付がない場合は、裁判所による強制執行を行うことがあります。

<私立保育園・私立認定こども園>

施設に直接お支払ください。なお、納付方法も施設ごと異なりますので、直接お問合せください。

8. 転園について

転園は10月1日時点で富士市民として富士市内の認可保育施設に在籍している、かつ翌年4月1日時点で富士市民である（転出予定がない。）方が対象です。

毎年9月頃にお通りの施設から翌年度の継続利用について調査がありますので、「転園申請書」を提出してください。

転園が決定した場合、翌年度4月1日から通園となります。

※新規申込の利用調整前に転園調整を行いますが、必ずしも転園が優先されるとは限りません。

※一度転園が決定すると、転園をとりやめて元の園に戻ることはできませんので、
転園の意志がなくなったときは早急に保育幼稚園課までご連絡ください。

※急遽転出することになった場合は早急に保育幼稚園課までご連絡ください。

※市外の園にお通りの場合、別の園を希望する際は転園とはなりません。新規申込が必要です、別途ご相談ください。

※最後に提出された就労証明書等を元に転園調整を行います。家庭状況等に変更がある場合は転園申請書と併せて必要書類を提出してください。

※事業所内保育事業所の従業員枠を利用されている方は転園の対象となりません。
改めて申込みが必要です。

9. 退園について

次の場合は、退園届を園に請求し、園に提出をしてください。

- ・ 保育の必要性の事由に当てはまらなくなった場合
- ・ 転出等により富士市民ではなくなった場合（継続して利用する場合も要提出）
- ・ 1か月以上、保育園をお休みする場合

次の場合は、法律に基づき、退園届の提出がなくても退園となりますのでご注意ください。

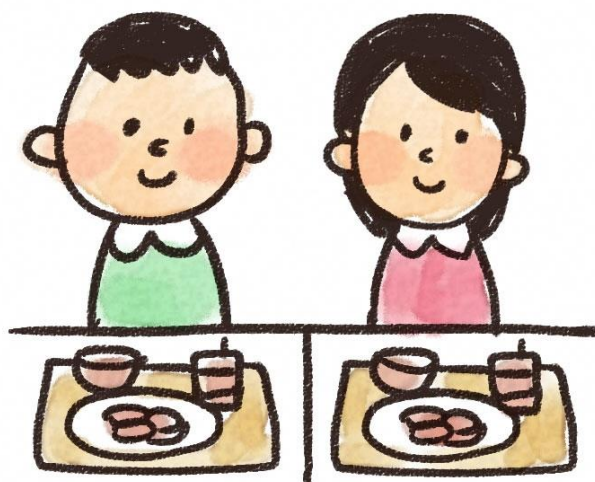
- ・ 保育の必要性の事由が確認できない場合
- ・ 通園日数が少なく、保育の必要性がないと判断される場合
- ・ 入園申込、現況調査時の提出書類に虚偽があった場合

●施設一覧

■保育園一覧

市外局番 (0545)

地区	公私	園 名	所在地	電話番号	定員	受入年齢	開園時間	
							月～金曜日	土曜日
吉原	公立	第一保育園	中央町3丁目2-16	52-1707	120	産休明け～	7:00～19:00	7:00～18:00
		第二保育園	今泉4丁目3-11	52-2314	90		7:00～19:00	7:00～18:00
		第三保育園	原田1150-1	52-2236	70		7:00～19:00	7:00～18:00
		柏原保育園	沼田新田147-3	33-1234	60		7:00～19:00	7:00～18:00
	私立	伝法保育園	伝法1707-6	52-1317	250	6か月～	7:00～18:30	7:00～18:00
		緑ヶ丘保育園	今泉2147-1	52-3195	90	産休明け～	7:00～19:00	7:00～19:00
		ひな保育園	比奈1547	34-0531	90	3か月～	7:00～18:30	7:00～18:00
		愛生保育園	境655	38-0768	55	産休明け～	7:00～19:00	7:00～19:00
		富士見台リズム保育園	比奈2490	21-0814	260		7:00～19:00	7:00～19:00
富士	公立	蓼原保育園	蓼原868-7	61-0683	100	産休明け～	7:00～19:00	7:00～18:00
		南保育園	横割1丁目9-28	61-2193	130		7:00～19:00	7:00～18:00
		岩本保育園	岩本581-33	61-8882	90		7:00～19:00	7:00～18:00
	私立	富士さくら保育園	蓼原113-14	64-3033	30	産休明け～ 年少未満	7:00～18:30	7:00～18:00
		えのき保育園	青葉町566	61-8003	30		7:00～18:30	7:00～18:00
		松岡保育園	松岡1524-3	63-1324	140	産休明け～	7:00～18:30	7:00～18:00
		蓮沼保育園	中丸99-4	67-4608	90	3か月～	7:00～19:00	7:00～18:00
鷹岡	公立	浅間保育園	入山瀬4丁目9-3	71-3940	100	産休明け～	7:00～19:00	7:00～18:00
		てんま保育園	天間63	71-7839	60		7:00～19:00	7:00～18:00
	私立	富士わかば保育園	天間1598-1	71-7716	90	産休明け～	7:00～18:30	7:00～18:00



■認定こども園一覧

市外局番（0545）

地区	公私	園 名	所在地	電話番号	定員	受入年齢	開園時間	
							月～金曜日	土曜日
吉原	私	認定こども園わかば幼稚園	大淵3	21-1151	140	5か月～	7:00～19:00	7:00～18:00
		認定こども園みのる幼稚園	原田1742-1	21-4115	50		7:00～19:00	7:00～18:00
		認定こども園富士見台リズム	原田2244-9	21-2288	130	産休明け～	7:00～19:00	7:00～19:00
		認定こども園鈴川幼稚園	鈴川東町16-17	32-0475	20	1歳児～	7:30～18:30	7:30～18:30
		認定こども園曙幼稚園	吉原4丁目17-45	52-0539	135	6か月～	7:30～18:30	7:30～18:30
		認定こども園須津幼稚園	神谷新町227	34-2295	50		7:30～18:30	7:30～18:30
		認定こども園松の実保育園	伝法1964-1	55-0880	93	産休明け～	7:00～19:00	7:00～19:00
		中里保育園	中里1760-22	34-2471	120	3か月～	7:00～19:00	7:00～18:00
		認定こども園杉の木保育園	伝法2837	51-0285	104	産休明け～	7:00～19:00	7:00～18:00
		認定こども園富士リズム幼稚園	伝法1740-1	53-6969	60	1歳児～	7:00～19:00	7:00～19:00
		認定こども園ひろみ保育園	大淵36-10	36-2670	126	産休明け～	7:00～19:00	7:00～18:00
		認定こども園中野保育園	大淵2814	35-0189	67		7:00～18:00	7:00～18:00
		※2（仮称）吉原聖母幼稚園	南町1-30	51-6178	60	3歳児～	7:30～18:30	7:30～18:30
富士	立	すみれ認定こども園	平垣141	63-8632	75	3か月～	7:00～19:00	7:00～18:00
		富士中央幼稚園	夢原113-15	60-0700	60	1歳児～	7:00～18:30	7:00～18:00
		認定こども園富士ふたば幼稚園	水戸島本町2-10	61-3121	90		7:30～18:30	7:30～18:30
		認定こども園岩松保育園	松岡834	63-5406	70	3か月～	7:00～19:00	7:00～18:00
		富士ふたばこども園	五貫島492-1	60-2001	90	6か月～	7:30～18:30	7:30～18:30
		富士保育園	八幡町3-4	61-0064	150	3か月～	7:00～19:00	7:00～18:00
		みどりご保育園	岩本2035	61-2381	100	4か月～	7:00～19:00	7:00～18:00
		わかくさ保育園	五貫島704-221	63-5596	87		7:00～19:00	7:00～18:00
		※1（仮称）なかじま青空こども園	中島268-2	61-1420	120	産休明け～	7:00～19:00	7:00～18:00
		※2（仮称）ゆきよし幼稚園	宮島251-5	63-3083	120	3歳児～	7:00～19:00	7:00～18:00
鷹岡		たかおかこども園	厚原1385	71-3085	80	5か月～	7:00～18:30	7:00～18:00
		あつはらこども園	厚原754-1	71-1577	107	5か月～	7:00～19:00	7:00～18:00
		※1（仮称）鷹岡保育園	久沢256-1	71-3639	90	産休明け～	7:00～19:00	7:00～18:00
富士川	公立	松野こども園	北松野1825-1	56-1511	90	産休明け～	7:00～19:00	7:00～18:00
		富士川こども園	岩淵58-16	81-1008	60		7:00～19:00	7:00～18:00
	私立	認定こども園さくら台幼稚園	中之郷3779	81-0603	90	6か月～	7:30～18:30	7:30～18:30

※1 令和9年4月に、なかじま保育園は運営主体を（学）眞籙樹小林学園に、鷹岡保育園は運営主体を（学）浄蔵学園へ移管予定。

※2 吉原聖母幼稚園とゆきよし幼稚園は令和9年4月から認定こども園化を予定（保育園部の受け入れは、3歳児クラス以上）。

■小規模保育事業所・事業所内保育事業所一覧（受入年齢は年少未満まで）

地区	公 私	園 名	所在地	電話番号	定員	受入年齢	開園時間	
							月～金曜日	土曜日
吉 原	私 立	チビッコ園ひばり	国久保2-3-12	55-3375	18	産休明け～	7:15～18:15	7:15～18:15
		長田小児センター	伝法2619-18	51-5050	18		7:30～19:00	7:30～18:30
		新富士病院ぶちっこ園	大淵3905-6	32-8177	5	10か月～	7:00～19:00	7:00～19:00
		つぐみ	一色168-1	32-8093	15	3か月～	7:00～19:00	7:00～19:00
		慶明保育園	瓜島町198-1	57-4399	12	産休明け～	7:00～18:00	7:00～18:00
		くものうえ	伝法654-1	32-6607	18		7:00～18:00	7:00～18:00
		富士市立中央病院保育所	高島町20	51-0205	5		7:00～19:00	7:00～19:00
富 士	公 立	みなみっこ ※	横割5丁目10-1	61-8055	11	1歳児～	7:00～18:00	7:00～18:00
		もりっこ ※	富士市森島160-1	30-6725	19	産休明け～	7:00～18:00	7:00～18:00
	私 立	保育所ちびっこハウス 富士松本園	松本92-5	65-1217	17	4か月～	7:30～19:00	7:30～19:00
		ブティット富士中央保育園	青葉町75	60-1555	19	産休明け～	7:00～18:00	7:00～18:00
		ドゥーラの森 ※	松岡835-28	38-9070	18	1歳児～	7:30～18:30	7:30～18:00
		富士にじいろ保育園	蓼原186-29	64-6410	19	3か月～	7:00～18:00	7:00～18:00
		ゆい保育園	十兵衛269-1	65-5555	19	産休明け～	7:00～18:00	7:00～18:00
		小規模保育所きのみ ※	横割本町1-1 ソシエルふじ202	60-8300	18	6か月～	7:30～18:30	7:30～18:30
		富士こでまり保育園	宮島324-2	67-5333	18	産休明け～	7:00～19:00	7:00～18:00
		誠愛保育園	宮島254-5	32-9917	18		7:00～19:00	7:00～18:00
鷹 岡	公 立	てんまっこ ※	天間1047-1	32-7734	11	1歳児～	7:00～18:00	7:00～18:00
	私 立	富士ことのは保育園	久沢1丁目3-20	32-7088	18	産休明け～	7:00～19:00	7:00～18:00
川 富 士	私 立	さくらナーサリースクール	中之郷2500-1	81-2213	4	産休明け～	7:00～19:00	7:00～19:00

※ もりっこは令和9年4月から令和9年6月入園の受付はありません。

※ みなみっこ・てんまっこ・もりっこ・ドゥーラの森・小規模保育所きのみ土曜保育は各連携施設にて行います。

※ さくらナーサリースクールは、通常土曜保育を連携施設で行い、連携施設で行事がある日は自園で実施します。

詳細は各園にお問い合わせください。

■家庭的保育事業（受入年齢は10か月～年少未満まで）

名称	地区	保育日	保育時間
おうち保育園 ひすけっと	今泉	月～土	7:30～18:00
ちいさい保育園 ポッケ	中央町	月～土	7:30～18:00
ここっと	岩本	月～土	8:00～16:30
きりんじ	横割	月～土	8:00～17:30
ママらく	宮下	月～土	8:00～17:00

※申込みをご希望の際は、事前に見学が必要となりますので、保育幼稚園課までお問い合わせください。

※土曜日の利用を希望される方は、各家庭的保育者にご相談ください。

その他の保育サービス等について

富士市ウェブサイト(<http://www.city.fuji.shizuoka.jp/>)の「子育て・教育 > 子育てガイド > あずける」、

または、富士市子育てガイド「はぐくむF.U.J.I.」をご覧ください。

[illegible]

必要書類チェックリスト

必要書類	☐	保育園等入園申込書・教育・保育給付認定申請書 子ども1人につき1枚	署名または押印を忘れずをお願いします。
	☐	「保育の必要性の事由」を証明する書類 (父・母、60歳未満の同居の祖父母分等)	個人の状況により必要書類が異なります。
	☐	個人番号(マイナンバー)貼付書類	申込のたびに必要です。
	☐	児童の健康状況調査票	母子健康手帳を確認しながら詳細にご記入ください。
	☐	障害者手帳、療育手帳等の写し (同居家族が交付されている場合)	該当する方がいる場合に必要です。
	☐	母子健康手帳(※)	面接の際に必要です。
	☐	その他世帯状況により必要な書類 (例:生活保護受給証明書の写し)	該当する場合に必要です。

※必要書類については、13ページ以降をよく確認した上でご用意ください。

※面接は、申込時期によって実施時期、方法が異なりますので、7ページ以降をよく確認してください。

※申込は先着順ではありません。

※申込書類が不足している場合は、原則受付できませんのでご注意ください。

※申込書類の記入は必ずボールペンで記入してください。(消えるインクやえんぴつで記載された書類は無効となります)

その他、家庭や子育てのことなどでお困りごとがありましたら、関係部署におつなぎしますので、保育幼稚園課にご相談ください。